

介護予防・生活支援訪問型サービス 重要事項説明書 (ヘルパーステーション 若水館)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 ヘルパーステーション 若水館
- ・開設年月日 平成15年 2月 1日
- ・所在地 新居浜市若水町一丁目9番18号
- ・電話番号 0897-31-5015
- ・管理者氏名 山本 照美
- ・事業所番号 3870500984

(2) 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

(事業の運営方針)

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員体制及び職務内容

管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

サービス提供責任者 3名（常勤・訪問介護員と兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防・生活支援型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

訪問介護員 21名（常勤7名 / 非常勤14名）

訪問介護員は、介護予防・生活支援訪問型サービス等の提供にあたる。

2. サービスの内容

- (1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位変換 等
- (2) 家事援助 食事の支援、洗濯、掃除、買物 等

3. 事業所の営業日及び営業時間、事業の実施地域

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。また、必要に応じて休業日、営業時間外に指定訪問介護の提供を行う。
- (4) 通常の事業の実施地域は新居浜市（別子山を除く）とする。

4. 利用料金

- (1) 基本料金、加算料金は別途資料をご覧ください。

(2) 支払方法

原則として、E ネット（金融機関預金口座自動引落としサービス）をご利用いただきます。
（月末締め切りで翌月25日以降引落とし）なお、詳細及び手続き等については事務所へお申出ください。

5. 緊急時・事故発生時における対応方法等

訪問介護を実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態や事故が生じたときは、速やかに主治医等の医療関係者や介護従事者（家族・介護支援専門員・事業所の管理者等）に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

6. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所のサービスに関する苦情やご相談については、苦情受付担当者までお申出下さい。
苦情やご相談の解決に迅速かつ適切に対応させていただきます。

① 苦情受付窓口 苦情受付担当者 訪問介護 副主任 村尾 恵子
苦情解決責任者 管理者 山本 照美

② 受付時間 月曜日～日曜日 9時00分～17時30分

③ 電話番号 0897-31-5015

FAX番号 0897-31-5005

※ 苦情やご相談は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、ご意見箱を事務所前に設置しておりますので、ご意見がございましたら投函して下さい。

(2) その他相談窓口

新居浜市役所 介護福祉課	電話番号	(0897) 65-1241
	対応時間	平日の8:30～17:15 (12/29～1/3を除く)
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・事業課	電話番号	(089) 968-8700
	対応時間	平日の8:30～17:15 (12/29～1/3を除く)

当施設事業計画および財務内容など、施設の運営状況につきまして閲覧のご希望がございましたら、担当職員までお申し付けください。